

平成十三年
二 月 中

秋 田 県 公 報 目 録

第千二百三十八号から
第千二百四十五号まで

公布又は
公示番号
題 名
公報番号
日

規 則

- 三 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則 号外一 二〇
- 四 事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則 " " "
- 五 児童虐待の防止等に関する法律施行細則 一二四四 二三

告 示

- 六八 皆伐面積の限度 号外一 一
- 六九 都市計画の変更による送付図書の縦覧 一二三八 二
- 七〇 町及び字の区域並びに名称の変更 " " "
- 七一 道路区域の変更 一二三九 六
- 七二 " " " " " "
- 七三 都市計画事業の事業計画の変更の認可 " " "
- 七四 屋外広告物に関する講習の実施 一二四〇 九
- 七五 漁船損害等補償法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出 " " "
- 七六 字の区域の変更 " " "
- 七七 " " " " " "
- 七八 開発行為に関する工事の完了 一二四一 一三
- 七九 土地収用法による事業の認定 " " "
- 八〇 保安林の指定解除予定通知 号外一 九
- 八一 県議定例会の招集 一二四二 一六
- 八二 字の区域の変更 " " "
- 八三 道路の供用開始 " " "
- 八四 浄化槽法による指定検査機関の指定 " " "

- 八五 青少年に有害な図書類の指定 号外一 一六
- 八六 " " " " "
- 八七 青少年に有害な興行の指定 " " "
- 八八 都市計画の変更予定及び都市計画の案の縦覧 一二四三 二〇
- 八九 道路区域の変更及び供用開始 " " "
- 九〇 道路区域の変更 一二四四 二三
- 九一 道路の供用開始 " " "
- 九二 " " " " "
- 九三 " " " " "
- 九四 " " " " "
- 九五 地籍調査の成果の認証 " " "
- 九六 都市計画の変更予定及び都市計画の案の縦覧 " " "
- 九七 " " " " "
- 九八 結核予防法による医療機関の指定 " " "
- 九九 指名競争入札に参加する者に必要な資格 " " "
- 一〇〇 土地収用法による事業の認定 一二四五 二七
- 一〇一 河川区域の変更による廃川敷地等 " " "
- 一〇二 建設業法による経営事項審査の申請の時期及び方法等 " " "
- 一〇三 字の区域の変更 " " "
- 一〇四 字の区域の設置 " " "

公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (二件) 一二三八 二
- 土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可申請を適当とする旨の決定 " " "
- 市町村営土地改良事業の施行の同意 " " "
- 一般競争入札の実施 一二三九 六

○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	一二四〇	九
○県営土地改良事業計画の変更(二件)	" "	" "
○土地改良区の役員の退任の届出	" "	" "
○共同施行等土地改良事業計画の変更の認可申請を適当とする旨の決定	" "	" "
○県営土地改良事業工事の完了	" "	" "
○一般競争入札の実施(二件)	" "	" "
○特定非営利活動法人設立の認証の申請	一二四一	一三
○土地改良区の役員の退任の届出	" "	" "
○県営土地改良事業計画の決定	" "	" "
○県営土地改良事業計画の変更(二件)	" "	" "
○土地改良区の役員の就任の届出	" "	" "
○一般競争入札の実施(十八件)	" "	" "
○特定調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定	号外一	一四
○土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可	一二四二	一六
○共同施行等土地改良事業の施行の認可申請を適当とする旨の決定	" "	" "
○県営土地改良事業計画の変更	" "	" "
○県営土地改良事業計画の決定	" "	" "
○共同施行等土地改良事業の換地計画変更の認可申請を適当とする旨の決定	一二四三	二〇
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出	一二四四	二三
○市町村営土地改良事業の施行の同意	" "	" "
○土地改良事業工事の完了の届出	" "	" "
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	一二四五	二七
○土地改良区の役員の退任の届出	" "	" "
○市町村営土地改良事業の施行の同意	" "	" "
○特定調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(三件)	" "	" "
教育委員会告示		
一 教育委員会会議の開催	一二三八	二
選挙管理委員会告示		

九 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数	一二四〇	九
一〇 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数	" "	" "
一一 政治団体の設立の届出	号外二	一六
一二 政治団体の届出事項に異動があつた旨の届出	" "	" "
一三 政治団体の解散の届出	" "	" "
一四 政治団体の収支に関する報告書	" "	" "
一五 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数	一二四三	二〇
一六 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数	" "	" "
人事委員会規則		
○人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則	一二三八	二
人事委員会公告		
○平成十二年度秋田県職員採用試験公告	一二四二	一六
公安委員会規則		
一 秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	一二三八	二
公安委員会告示		
一三 銃猟及び空気銃の取扱いに関する講習の実施	一二四四	一三
監査委員会公告		
一 監査結果の公表	号外一	一三

正 誤

- 平成十年六月二日付け秋田県公報第九百六十五号の正誤 二三八 二
- 平成十一年五月十一日付け秋田県公報第六十号の正誤 二三三 九 六
- 平成十一年一月二十二日付け秋田県公報第三十号の正誤 二四〇 九
- 平成十二年九月二十九日付け秋田県公報第一千二百三号の正誤 二四一 一三
- 平成十二年十二月八日付け秋田県公報第一千二百二十三号の正誤 二四二 一六
- 平成十二年四月七日付け秋田県公報第一千五百五十四号の正誤 二四三 二〇
- 平成十二年十二月二十八日付け秋田県公報第一千二百二十九号の正誤 " "

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 〇八(86)八七六六 F 〇八(86)〇〇〇五
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄